

ハプスブルク君主国の学校制度

佐々木洋子

1 18世紀までのハプスブルク君主国

ハプスブルク君主国は、第一次世界大戦で崩壊するまで、中欧・東欧に領土を保有した、多民族帝国である¹。現在のオーストリア共和国の首都ウィーンに王宮が置かれ、東西ヨーロッパを結ぶ交通の要衝として栄えた。

10世紀のハプスブルク家は、西南ドイツやスイスに家領を持っていた。家名は、現在のスイス、アールガウの居城「ハービヒツブルク」に由来する。領土を徐々に東へ拡大し、バーベンベルク家の所領であったオーストリアを獲得した。1273年にルドルフ I 世（1218-1291）が神聖ローマ帝国皇帝に就任し、その後、15世紀からはほぼ、ハプスブルク家が同帝国の帝位を独占した。

その神聖ローマ帝国は、962年、ザクセン家のオットー I 世（912-973）の戴冠によって始まった²。領域内に、約 300 の領邦と、50 の自由都市を擁する、そして多数の言語が混在する、ゆるやかなドイツ語話者の地域、と考えてよい。オットー I 世はブルグント家のアーデルハイド（931-999）と結婚することにより、イタリア王の地位も獲得した。15世紀以降、ハプスブルク家はその神聖ローマ帝国の帝位を独占したことで、同家は家領と合わせて、主にドイツ語を日常語とする人々の居住地域を、その勢力範囲とした。

16世紀には、ハプスブルク家のマクシミリアン I 世（1459-1519）の婚姻政策により、ブルグント王国（現フランスと、スイスの一部）、ネーデルラント（オランダ）を獲得、さらにベーメン（チェコ）、ハンガリーを領土に加えた。「幸いなるかなオーストリア、汝結婚せよ」と言われたゆえんである³。

その孫に当たるカール 5 世（1500-1558）が、イスパニア王国（スペイン）を継承し、ハプスブルク家の領土は最大になる。彼がスペイン・ハプスブルク家を創設し、同家は対フ

ランス戦争に敗れる 1700 年まで続いた。こうした経緯から、ハプスブルク帝国は古来から、多言語の人々を領内に抱えた「共存」の歴史的経験を持つことが見て取れる。ただしそれは、王家の権威による統合と支配に他ならなかった。

カール VI 世(1685-1740)に男子の継承者がいなかったため、1713 年、ハプスブルク家の領土の一体不可分と、長女マリア・テレジア(1717-1780)の相続権を明記した「国事証書」を発布した。そして 1740 年に彼が没すると、彼の遺志を継いで、マリア・テレジアが家督を相続した。彼女は、当時としてはめずらしく、36 年にロートリンゲン家のフランツ・シュテファン(1708-1765)と恋愛結婚していた。この夫が神聖ローマ帝国皇帝フランツ I 世として戴冠し、政治の表舞台には立たなかったものの、マリア・テレジアの官僚制度改革や産業振興政策を支えた。最愛の夫の死後、マリア・テレジアは喪服で残りの生涯を過ごしたという。

1765 年からは長子ヨーゼフ II 世(1741-1790)と共に、共同統治を行う。ヨーゼフ II 世もまた、啓蒙絶対君主として知られ、特に宗教的寛容政策を行って、ユダヤ教徒の解放につとめた。そしてこの時代に初めて、教育制度改革が行われたのである。

2 18 世紀の教育制度改革⁴

ハプスブルク君主国では 17～18 世紀、教育はもっぱら教会に委ねられていた。聖職者は子どもたちに、キリスト教の教義と共に、文字を教えた。カトリック修道会の中でも、イエズス会、ベネディクト会が中心となって、同国の教育を担っていた。公立の中学校はなく、子弟の教育を教会に頼らない場合は、個人で家庭教師を雇い、大学入学の準備学校であるギムナジウム(高等学校)へ入学させた。1773 年、教皇との対立によってイエズス会が解散させられると、これを機に、国家による公教育の制度が構築される。当初は、教会を国家の行政制度に組み込み、その上で、教会に初等教育を監督させる、という制度が試みられた。イエズス会の財産が国家に没収され、その財源が公立小学校の整備に充てられた。行き場を失った修道士が、小学校教員として採用される例もあった。

その翌年、1774 年に、マリア・テレジアの一般教育令が発布された。これは、君主国で

最初に義務教育を定めた法令であり、また、共通教科書の導入が図られた。君主国では事実上、ドイツ語が共通言語として機能していたが、それぞれの地域ごとに、多数派の言語によって初等教育が行われる、と定めた点でも画期的であった。

カトリック教会の教区をそのまま利用し、各教区に学校が設置されるようになる。これは読み・書き・計算の三技能を教える、尋常小学校である。設置当初は3年、場合によっては2年の義務教育であった。加えて、大都市には上級小学校が、さらに各州の州都には、教員養成学校が設置された⁵。

尋常小学校を終えた生徒は、これらのどちらかへ通う可能性が開かれた。上級小学校、教員養成学校は、どちらも3年で修了する。聖職者になるためには、後者、教員養成学校を修了する必要がある。大学進学を希望する生徒はさらに、ギムナジウムで6年の教育を受けることができた。48年革命以降は8年制に改められるのだが、これらにはもちろん地域差があった。例えば君主国の辺境、イストリア地域のトリエステでは、国立ギムナジウムは長らく6年、もしくは7年制のままであった⁶。

3 初等教育の普及

カトリック教会の教区とほぼ同数の尋常小学校が設置されたものの、1770年代初め、つまり制度の運用開始直後の調査では、就学年齢児童の20%ほどしか学校に通っていなかった。その地域差は大きく、都市部では就学児童はより多く、農村地域、君主国の周縁地域では、明らかに少なかった。初等教育の制度を立ち上げ、維持する地域行政の側でも、まずは教員の確保が課題となった。教会のオルガニスト兼聖堂係が、さらに教員を引き受けるという例もあった⁷。

これほどの労力を費やして、民衆に対する初等教育を義務化する目的は何だったのか。そのひとつはもちろん、臣民の育成である。宗教と農業の分野で、より多くの知識を持った臣民、そしてより高い勤労意欲と規律意識を持った臣民の育成である。ここからさらに、勤勉で忠誠心のあつい官僚を育成する可能性が開ける訳だが、実際は、身分を越えた官僚の登用はほぼなかった。

もうひとつの目的は、国家の枠組みの中で、社会的統合をはかる、という点にあった。それぞれの地域の日常語を維持しながら、同時に、教会と王家の権威で多民族を統合するために、初等教育の義務化が必要だったのである。

だが初等教育が義務化されても、農民たちはなかなか子弟を学校に通わせようとはしなかった。前近代社会で、子どもは「はぐくまれ育てられるもの」ではなく、「小さな大人」であり、つまり労働力だったのである。この事実直面し、ヨーゼフⅡ世は、学費の無償化や罰則を制定し、義務教育を徹底しようとした。これに反感を抱き、暴動が起きた地域もあった⁸。

ヨーゼフⅡ世の退位後の調査では、君主国全体の就学年齢児童の1/3が学校に通っていた。ただし、相変わらず地域格差が大きかった。さらに後の時代、19世紀に入っても、ウィーン近郊地域では70%が就学していたのに対し、クライン（スロヴェニア）では、わずか3%で、ガリツィア（ポーランド）については、調査すら行われていなかった⁹。そしてこの傾向は、実に19世紀に入っても顕著であった。（表1）

これらの教育制度の構築によって、君主国全体の学校数と就学児童数が著しく増加したのは明らかである。1792年、宮廷教育・検閲官であったビルケンシュトック（1738-1809）は、ウィーンにおける読書熱の広まりに驚き、次のように記している。「…最底辺の、人のいやがる様な仕事を引き受ける階級に、こうした人々の通常の行動範囲や、ふるまいを越えることが広まっている」。そしてその結果、好ましくない事態が起きている、と考えた。「…祖国では、以前よりも多くの住民が、人の権利と義務について読み、書き、計算していることは明らかである」¹⁰。

もちろんこれは、マリア・テレジアとヨーゼフⅡ世の意図したことでなかった。ひとりで書物を黙読するという習慣は、共同体から切り離された「自己」の覚醒、発見につながる。前近代社会において、こうした「個人」の自覚が、支配の阻害要因になる。教育制度改革以降、より良い教育を受けた従順な臣民を育てることに注意が払われた一方、主体的、かつ批判的に思考する人格の育成を妨げなければならないという、葛藤が続いた¹¹。

4 高等学校ギムナジウムの整備

ギムナジウムは、大学進学希望者のための、準備教育を行う学校である。官僚養成機関でもあり、エリート教育の場でもあった。男子生徒のみ、入学が許された。女子の高等教育機関としては、リセと呼ばれる私立学校があったが、その卒業はやはり、大学入学要件とはならなかった。

マリア・テレジアの時代、いわゆるテレジア時代以前、ギムナジウムの多くは、教会によって運営されていた。原則6年生で、卒業試験は課されていなかった。週18時間以上の授業はなく、その半分以上がラテン語の授業であった。当時、ラテン語能力が高等教育への入場券であり、大学の授業は圧倒的にラテン語で行われていた。そのため、生徒はドイツ語でろくに手紙も書けない、との報告もある。ラテン語以外には、古代ギリシャ語と宗教が教えられていた¹²。

教員は学年担任制度で、聖職者が宗教の時間を担当する以外、全ての科目がひとりの教員＝教授に委ねられていた。19世紀に入っても、事実上専門科目教育の実現は難しかったらしく、音楽学者だったエドゥアルド・ハンスリック（1869-1904）によれば、「私のところの上級ギムナジウムの、クラスの教授のひとは、卓越したラテン語学者である。しかし数学者としてはひどいもので、ある程度難しい方程式になると、黒板で最後まで解くことができない。また他の教授は、歴史と地理に精通しているのだが、ギリシャ語授業では自信なさそうに考え込み、…よく使われているテキストにも、敢えて踏み込もうとしなかった」という状況だった¹³。

結果として、テレジア時代以前には、ギムナジウム卒業者の教育水準は不均等であり、総じて低かった。この状況の改革に挑んだのが、マリア・テレジアの命を受けて改革に乗り出した、ゴットフリート・ファン・スヴィーテン（1733-1803）である。父スヴィーテンもマリア・テレジアの宮廷に仕えていたが、ゴットフリートもまた、ハプスブルク君主国の啓蒙主義者の中で、多才かつリベラルな人物と評され重用された。だが彼の教育改革は、絶えず保守主義者と聖職者に阻まれた¹⁴。

スヴィーテンの業績として、「哲学分野/フィロゾーフィクム」の創設が知られている。これは、ギムナジウム最初の3年間で教育すべき基礎分野である。哲学（論理学・倫理

学・宗教哲学)、数学、ラテン語、物理学、自然史、世界史、歴史学の補助分野としての古文書学が、その内容であった。基礎科目の整備が目的ではあったが、従来どおり、宗教とラテン語を重視せざるを得なかった。

その一方で、現代語による文学が忌避された点には、注意を払う必要がある。その理由は、「未来の公僕にとって捨象してよい、時には反乱を引き起こす学問分野」だったからである。時代・地域を遠く離れた現代日本の文学部縮小と、どこか根を同じくするようにも見える¹⁵。

スヴィーテンは、同時代としてはリベラルであったと言われているが、ギムナジウム教育の水準を引き上げるために尽力したものの、やはり、官僚育成のための実用性や、教育の中央集権化、宗教による道徳心の涵養という、旧来の傾向から外れることはなかった。さらに、ギムナジウムでも地域言語を授業語とする案を提出したのだが、保守派の反対に遭って実現できなかった。

一方で、例えば大学では、教員の講義の間、学生の筆記を禁じた。彼によれば、それには、機械的な書き取りによって、学生たちの注意が講義の内容から逸れてしまうから、という理由があった。しかしこれはある種の口実であり、講義の内容があらかじめ検閲を受けている教科書の内容と違っていた場合、その教員が処罰の対象になる恐れがあったから、と考えられている。実際、このような摘発の例があった¹⁶。

5 保守主義の時代の高等教育

ヨーゼフ II 世の後、レオポルド II 世 (1747-92) の短い治世を継いで、18 世紀の教育改革を継承したのはフランツ II 世 (1768-1835) である。彼はフランス革命を経験し、さらにナポレオン戦争を戦って、神聖ローマ帝国の消滅により、同帝国最後の皇帝となった。そのためか、改革を嫌い、もっぱら現状維持に腐心した。教育制度についても、保守派ビルケンシュトックを宮廷教育政策官に採用し、復古的な教育政策への転換点を画した。

スヴィーテンが創設した哲学分野はギムナジウムの教育課程に残されるが、その年限は 2 年に短縮された。当時の学問、教育に対する政策について、宮廷教育政策官であったフ

ランツ・ヨーゼフ・フォン・ハインケ（1726-1803）は、1789年、次のように述べている。

「学問における、恣意的な構築を行う全ての自由は停止される。従って教員はただ、教養ある市民に対する、国家の代弁者となる。…そうでなければ、若者にも国家にも、時間を節約させた方が有益である。」この発言から、スヴィーテンの改革を経てもなお、保守派が根強く生き残ったことが見て取れる¹⁷。

1824年までギムナジウムと大学で、授業語はラテン語に限られた。教員たちのほとんどは、教科書を音読するだけの授業を行った。試験は通常、テキストの一部を暗記し、それを繰り返す、というやり方だった。こうした授業は生徒、学生たちにとって、「苦痛に満ちた退屈」だったと伝えられているが、それは容易に想像できよう。

図書館の利用についても、かなりの制限がつけられていた。同時代の記録は、小説や単なる娯楽ものを、勉強する若者に与えることが禁じられていた。こうした禁止は、外国で出版された百科事典にも及んだ、と伝えている。この時代においてもまた、学問を修める目的は、世界に向けて広い視野を持つことではなく、従順で善良な臣民に育つことであった。

カトリック教会も、その役割を担った。全ての生徒、学生には、毎日ミサに参加することが義務づけられていた。教員はそのため、名簿を使ってこの規定が守られるよう、監視する義務を負っていた。やむを得ない欠席でも、大学の委員会によって、それは試験を受け損なったのと同じと見なされた¹⁸。

それでもなお、教育は主体的に考える人格の形成に貢献する、と考える教員が、教育の現場で若者の指導に当たっていた。1795年、古典語教授フランツ・ハマーはその講演で、以下のように、まわりくどく述べている。「哲学の課題は、若者の考える力の完成、彼らを、熟達した、正確で秩序ある関係づけのできる思考に慣れさせること、また彼らの配慮、洞察力、統合する力を目覚めさせること、さらに、彼らに対し、一連の思想を素早く、明らかな区別を認識しながら修得する指導をすること、あるいはそれらの、遠く離れた推論を予見させる力をつけさせることにある」¹⁹

6 1848年革命と1867年のアウスグライヒの影響

1848年、パリで2月革命が勃発し、それはベルリン、ウィーンに伝播して、3月革命が起きた。ウィーンでは、学生と労働者が市内に砦を築いて抵抗する中、リベラル派が憲法制定と議会の設置を要求し、加えてハンガリー、チェコでは、自治権拡大を求めて反乱が起きた。これらの反乱は、ナポレオン戦争以後、1815年から続いた、保守主義の時代に対する不満の発露でもあった。

教育の分野においても、教育の自由、教員育成の必要、教科書内容の見直し、授業語について議論された。宮廷教育政策庁は解散された。革命が終息すると、1849年、レオ・トゥーン（1811-1888）政権下で、教育制度は再構築された。革命後ふたたび、「新絶対主義」と呼ばれる保守主義・権威主義の時代が始まるのだが、すでに議論が沸騰していた教育の分野では、バランスの取れた制度を模索する必要に迫られた。

トゥーンはプロテスタントやユダヤ教徒も大学教員に採用し、また、新たに法学分野を設立するなど、意欲的な改革を行った。例えば初等教育における母語による教育を徹底し、子どもたちの学ぶ環境に配慮したのは、その一例である。だがそれは同時に、地域の多数派は誰なのか、という問題をも引き起こすことになる。トゥーンの教育制度は他にも、ギムナジウムの学科専門教員とクラス担任制度の設置など、現代まで続くものもあり、一定の評価を得ている。それでもたとえば、初等教育は相変わらずカトリック教会の監督下に置くなど、保守派に拠ったものだった²⁰。

1866年、ハプスブルク君主国は、対プロイセン戦争（普墺戦争）に敗北する。プロイセンはドイツ帝国を建国するべく、ハプスブルク帝国との間の国境を画定した。このことにより、ハプスブルク君主国は、「ドイツ」に対する覇権を失う。加えて北からは、ロシア帝国が勢力拡張を図っていた。不凍港を求める南下政策である。その一方で、バルカン半島を版図とするオスマン帝国では、中央集権制度が機能不全に陥り、しばしば農民の反乱が起きていた。こうした状況から、帝国東部を強力に統合する必要が生じていた。そこでウィーン政府はハンガリー貴族たちと協議を重ね、1867年末にアウスグライヒ/和協が成立した。ここにオーストリア＝ハンガリー二重君主国が成立する。

この制度は、ハプスブルク君主国皇帝が、長らく空位となっていたハンガリー王の地位

に就くことによる、同君連合によって実現した。外交、軍事、財政のみ共通業務とし、それ以外の政策は、それぞれの議会と内閣が決定するという制度が構築された。

この制度下で、オーストリア側では、新たに教育文化省が設置され、また、教育は政治や宗教から独立すると定められた。ここから、近代的な教育制度の模索が始まったと言える。同時に、ハンガリーの特別な地位に対する、他の民族の不満を抑えるため、諸民族の同権を保証する点が強調された。それぞれの民族による教育の権利が、改めて規定されたのである。

言語グループは、おおまかに地域ごとにまとまっていたものの、当然のことながら、境界地域、あるいは複数言語の混在地域の授業語が問題となった。諸民族の平等を保証した結果、かえって民族対立の原因ともなったのである。例えば前述のトリエステ市では、ドイツ語を授業後とする国立ギムナジウムに対し、市の多数派であるイタリア語話者たちが、イタリア語をも授業語に加えるよう要求する²¹。世紀末には、さらに当地のスロヴェニア語話者たちの民族運動が目立つようになり、イタリア語話者たちとの対立が頻発した。他方ハンガリー側では、絶対的多数派のハンガリー語話者による、強硬なハンガリー化＝マジャール化が進められた。事実上、「ハンガリー国民」化が進展することとなる。

世紀転換期から、各地域で初等学校の就学率は上がった。それは各言語グループにより「国民社会」が形成されることを意味した。その結果、混住地域での対立が顕著になった。同君連合の維持、諸民族の共存という理念は、次第に絶対的な地位を失い、やがて第一次世界大戦の勃発を見るのである²²。

¹本論においてハプスブルク帝国の歴史一般に関する叙述は、以下の文献に拠っている。稲野強『マリア・テレジアとヨーゼフⅡ世—ハプスブルク、栄光の立役者』世界史リブレット・人 056、山川出版社、2014年；バーバラ・ジェラビッチ著、矢田 俊隆訳『近代オーストリアの歴史と文化—ハプスブルク帝国とオーストリア共和国』山川出版社、1994年（Barbara Jalavich, *Modern Austria. Empire and Republic, 1815-1986*, Cambridge, 1987）；ステューブン・ベラー著、坂井榮八郎監訳、川瀬美保訳『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』刀水書房、2001年（Steven Beller, *Francis Joseph*, London / New York, 1996年）；増谷英樹 / 古田善文『図説オーストリアの歴史』ふくろうの本、河出書房新社、2011年。

²神聖ローマ帝国については、その名前の由来や実態について、坂井書に詳述されている。

cf. 坂井榮八郎『ドイツの歴史百話』刀水書房、2012年、40-42他。

³帝政ローマ時代の詩人オウィディウスの叙事詩の転用とされる、1364年ルドルフIV世が印章に刻んだラテン語、「戦いは他の者に任せておけ、幸いなるかなオーストリア、汝結婚せよ」に由来する。ハプスブルク家の婚姻政策が、領土拡張に寄与していたことを示している。「幸いなるオーストリア」という語句は、後にオーストリアの作家たちに、多様な意味で使われた。

⁴ オーストリアの教育制度については、以下の文献に拠っている。Bruckmüller, Ernst, *Sozialgeschichte Österreichs*, Wien / München, 2001; Burger, Hannelore, *Sprachenrecht und Sprachgerechtigkeit im österreichischen Unterrichtswesen 1867-1918*, Wien, 1995; Engelbrecht, Helmut, *Schule in Österreich. Die Entwicklung ihrer Organisation von den Anfängen bis zur Gegenwart*, Wien, 2015; Friedlich, Margaret, u. a., „Die Bildungsrevolution“ in; Helmut Rumppler / Peter Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburger Monarchie 1848-1918, Bd. IX*, Wien 2010; Rumppler, Helmut, *Österreichische Geschichte 1804-1914, Eine Chance für Mitteleuropa. Bürgerliche Emanzipation und Staatsverfall in der Habsburgermonarchie*, Wien 1997; Stachel, Peter, Das österreichische Bildungssystem zwischen 1749 und 1918, in: Karl Acham (Hg.), *Geschichte der österreichischen Humanwissenschaft Bd. I*, Wien 1999. ベーンの著作の中でも、18世紀のオーストリアのギムナジウムについて言及されている。cf. マックス・フォン・ベーン著、飯塚信雄他訳『ドイツ十八世紀の文化と社会』三修社、1984年 (Max von Böhn, *Deutschland im 18. Jahrhundert. Die Aufklärung*, Berlin, 1922. 帝国の辺境と言えるトリエステ市のギムナジウムについては、拙論参照。cf. 佐々木 洋子「一九世紀トリエステにおけるギムナジウムの授業語」『青山史学』、第35号、2017年。

⁵ ヨーゼフII世の施政方針は、ヨーゼフィニズムと呼ばれている。教育の世俗化もその方針に従ったものであった。教育制度の普及に当たり、教会の組織を利用しながら、司祭たちを国家官僚として、彼らもまた啓蒙的、理性的な国家の目標に従うべきである、と考えていた。cf. Stachel, 119f.

⁶ 1852年にトリエステ市から、当地の国立ギムナジウムを8年制に変更するよう、要望書が出されている。cf. 佐々木、65頁。

⁷ Bruckmüller, 240.

⁸ すでに1774年、スイス国境地域のフォアアールベルクでは、新しい学校に対する暴動が起き、本が燃やされて、軍隊が出動する騒動が起きていた。cf. Bruckmüller, 241.

⁹ Bruckmüller, 240f.

¹⁰ Bruckmüller 242.

¹¹ この葛藤は恐らく、君主国の終焉まで続くものであった。1869年の帝国学校法でも、「知りすぎる輩」や「不要な懐疑」に対する警告が記されている。cf. Bruckmüller, 242.

¹² ベーン、229頁。

¹³ Stachel, 121f.

¹⁴ ヨーゼフ・ハイドンの大オラトリオのテキスト作者としても知られている。またアメリカで1984年、日本で翌年公開された、映画『アマデウス』にも登場した人物である。ヨーゼフII世が尋常小学校を増設するために、大学のための予算を削減しようとしたが、これを思いとどまらせたのもスヴィーテンだった。cf. Stachel, 120

¹⁵ その一方で、音楽の教科化には積極的だった。「良い趣味は、理性と感情に魅力的な力を与え、心情に影響を与える」と考えたためである。しかしこれは、受け入れられなかった。cf. Stachel, 122f.

¹⁶ 厳格な統制を支持する者たちも、手書きノートの意義を認めたが、それはもっぱら、許されざる逸脱を摘発するために利用された。Stachel, 126.

¹⁷ 良き臣民、従順な公僕の育成、という目標は、ここでも徹底されていた。cf. Stachel, 128.

¹⁸ さらに、最低でも1/4年ごとに、「告解カード」の提出が義務づけられた。学生たちは、この規定をできるだけ避けることをおもしろがっていたという。cf. Stachel, 131f.

¹⁹ スヴィーテンの哲学分野の設立は、その意味では正しく機能したと言える。Stachel, 124.

²⁰ トゥーンは高位貴族の出身でありながら、穏健リベラル派とされている。しかし全体としては、政治的保守主義を維持した。cf. Stachel, 140. トゥーンは、カトリック信仰が青年を従順にし、高等教育の前提になる、と考えていた。cf. Friedrich u. a., 72.

²¹ 48年革命以降、それぞれの民族アイデンティティーが強化されていったことは確かである。例えば対イタリア戦争が起きた1859年には、市議会に代表を送る社会階層のイタリア市民は、ギムナジウム上級クラスの授業を両言語で行うか、それとも上級クラスだけはドイツ語に限定するのか、という立場に分かれていた。しかしそれでも彼らには、子弟をドイツ語で教育することに、さほどの抵抗はなかった。佐々木、67頁。

²² 諸民族の共存を国是としてきた君主国内では、世紀転換期以後、民族対立が顕在化した。クヴィルンは、ケルンテンのスロヴェニア語地域であるウゴヴィツァ司教区で起きた、教区民の名簿をスロヴェニア語で記載した司祭ヨーゼフ・クカチュカと、スロヴェニア語話者であるにもかかわらず、ドイツ語使用を主張する市長との激しい対立の状況を、詳述している。cf. Janez Cvirn, „Nationale Differenzierung und politische Verhältnisse im Dreiländereck (1848-1918)“, in: *Das österreichisch-italienisch-slovenische Dreiländereck. Ursachen und Folgen der nationalstaatlichen Dreiteilung einer Region*, hrsg. von Tina Bahovec / Theodor Domej, Klagenfurt / Ljubljana / Wien, 2006.

(表1)1849年小学校授業語(校)

州	合計	混合	ドイツ語	イタリア語	マジャール語	ヴァラキア語	ギリシヤ語	アルメニア語	ベーメン・メーレン語	スロヴァキア語	スロヴェニア語	クロアチア語	セルビア語	ポーランド語	ルテニア語
下オーストリア	1,134	7	1,175	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
ザルツブルク	488	-	488	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テューロール及びフォアアールベルク	1,808	-	1,018	790	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シュタイヤーマルク	777	289	488	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ケルンテン及びクライン	407	110	247	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	-
キュステント	248	56	-	103	-	-	-	-	-	89	-	-	-	-	-
ダルムティア	224	119	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-	58	-	-
ベーメン・メーレン	3,566	173	1,579	-	-	-	-	-	1,814	-	-	-	-	-	-
及びシュレージエン	1,952	153	705	-	-	-	-	-	1,094	-	-	-	-	-	-
ガリツィア及びブコヴィナ	2,289	989	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	294	920
ズイーベンブルゲン	1,695	18	367	-	988	322	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軍制境界地域	1,195	31	201	-	146	211	4	-	-	8	-	265	329	-	-
計	15,783	1,945	6,300	940	1,134	533	4	4	2,910	8	139	265	387	294	920

Rumpler, 337より訳出